

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名： 低地区第3－1工区配水管更新工事

明 示 項 目	明 示 事 項
工程関係	・本工事は、全工種が昼間施工であり、作業時間は午前9時から午後5時までとする。 ・ただし、道路使用許可書の作業時間を遵守すること。 ・現場閉所による週休2日工事を原則とし、土・日・祝日は休工日を基本とする。
用地関係	・資材の仮置場等を、受注者の責により用意すること。
公害対策関係	・排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 ・建設工事に伴う騒音対策技術指針によること。
安全対策関係	・水道工事標準仕様書ならびに関係法令を遵守し施行すること。 ・標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置すること。 ・仮設工は任意であるが、建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し施工すること。 ・掘削の深さが1.5mを超える場合は、土留を設置すること。 (本設計では部分的に計上している。)
工事用道路 関係	なし
仮設備関係	なし
建設副産物 関係	・AS塊、路盤廃材、コンクリート塊、建設発生土などの建設副産物の処理については別添「特記仕様書」に基づき、適切に処理すること。
工事支障 物件等	・他の埋設物に十分注意して施工すること。
排水工関係 (濁水処理を 含む)	なし
その他	・発生するダクトイル鋳鉄管は、有価物として売却費を減じて積算している。

特記仕様書

第1条 （適用範囲）

1. この特記仕様書は、八匠水道企業団工事標準仕様書でいう特記仕様書で、配水管の更新工事を請負により施工する工事に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、八匠水道企業団工事標準仕様書、及び関係法令によるものとする。

第2条 （週休2日制適用工事）

1. 本工事は、週休2日制適用工事（受注者希望方式）である。
2. 月単位の週休2日工事を希望する受注者は、工事着手前に監督職員に打合せ簿を提出すること。
3. 週休2日工事の実施にあたっては、「八匠水道企業団週休2日制適用工事施行要領」に基づくものとする。

第3条 （工期）

工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から240日間（令和 年 月 日限り）とする。なお、休日等には、土曜日・日曜日の他、祝日及び夏季休暇・年末年始休暇を含むものとし、夏季休暇・年末年始休暇については、監督職員と協議するものとする。

第4条 （施工時期）

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼 間 作 業	○
夜 間 作 業	—
昼夜間 作 業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 （建設副産物の処分）

指定処分（A）

1. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土 16 m³ は、多古町井戸山字長谷1365番39外、管内想定片道運搬距離 21.0 kmの (株)高橋工業 に運搬し処理するものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材 217 m³ は、横芝光町宮川字奥馬6710番5、管内想定片道運搬距離 6.5 kmの (有)越川商店 に運搬し処理するものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 建設廃棄物

（1）本工事により発生するコンクリート塊 2 m³ は、横芝光町宮川字奥馬6710番5、管内想定片道運搬距離 6.5 kmの (有)越川商店 に運搬し処理するものとする。

（2）本工事により発生するアスファルト・コンクリート塊 85 m³ は、横芝光町宮川字奥馬6710番5、管内想定片道運搬距離 6.5 kmの (有)越川商店 に運搬し処理するものとする。

（3）本工事により発生する建設発生木材（伐木、除根材を含む） は、匝瑳市大寺字木ノ宮1473番1外、管内想定片道運搬距離 5.0 kmの (株)エコグリーン に運搬し処理するものとする。

（4）本工事の舗装切断作業時に発生する汚泥と廃アルカリの混合物 5 m³ は、横芝光町寺方字東中島578番外、管内想定片道運搬距離 9.5 kmの 丸源起業(株) に運搬し処理するものとする。

（5）上記（1）から（4）において、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 撤去材及び切管残管

本工事により発生する撤去材及び切管残管 19685 kg は、匝瑳市野手2714番1外、管内想定片道運搬距離 8.0 kmの (有)ヨシダ商事 に運搬し処理するものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第4 乙は、この契約による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（持ち出しの禁止）

第5 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された資料等を当該場所以外に持ち出してはならない。

（事務従事者への周知及び監督）

第6 乙は、その事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。また、乙は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査、指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を行うために取り扱う個人情報の取扱いの態様について随時調査し、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を行う上で、個人情報の漏えい等、個人情報の保護上で問題となる事案が発生した場合には、その取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等必要な事項を公表することができる。

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

ワンデーレスポンスに係る特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

建設副産物に関する特記仕様書

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により登録・作成し、施工計画書に含めて各1部提出の上、工事現場に掲示すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより登録・作成し各1部提出するとともに、「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を作成し1部提出の上、工事現場に掲示すること。なお、実施状況の記録は、工事完成后5年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム登録証明書」は最終請負金額が、100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、原則として産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

- 1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- 2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。